



平成 21 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 日野自動車株式会社
代表者名 取締役社長 白井 芳夫
(コード番号 7205 東証・名証第一部)
問合せ先 総合企画部 広報渉外室長
坂木 敏久
(TEL. 03-5419-9320)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 28 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の当社第 97 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 5 条第 2 項を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ④ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) インターネットの普及を考慮し、株主の皆様の利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を東京都において発行する日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

本定款変更は、平成 21 年 6 月 24 日に開催予定の当社第 97 回定時株主総会に付議予定であります。

以 上

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および株券発行) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、14 億株とする。 ② <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(<u>単元株式数、単元未満株式についての権利および単元未満株式に係る株券の不発行</u>) 第 6 条 当社の 1 単元の株式数は 1,000 株とする。 ② 当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ③ <u>前条第 2 項にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>)、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、14 億株とする。 (削除)</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株式についての権利</u>) 第 6 条 当社の 1 単元の株式数は 1,000 株とする。 ② 当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (削除)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権の取扱いに関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第11条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権の取扱いに関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第11条～第33条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

以 上